



県内市町村からみるコロナ禍の地方公共団体財政

新型コロナウイルスの感染拡大は、世界、国内経済はもとより地域経済にも大きな影響を及ぼしている。また、税収減や感染拡大への対策にかかる経費の増大など、地方公共団体の財政にも大きな影響を与えている。本稿では、コロナ禍において地方公共団体の財政がどのように変化したか、県内市町村の状況をもとにみている。

1 はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大により経済活動は大きく制限され、世界経済、国内経済はもとより地域経済にも大きなマイナスの影響を与えた。また、感染防止にかかる経費の増大や、企業収益悪化による法人住民税や法人事業税の減少、従業員の収入減による個人住民税の減少など地方公共団体の財政にも大きな影響を与えた。

国内で新型コロナウイルスの感染者が初めて確認されたのは、2020年1月であり、その後感染が急速に拡大していった。国では同年2月に「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」を決定し、その後各種経済対策を推し進めた。

時系列的に地方公共団体の財政をみるにあたって、2019年度は新型コロナウイルス感染症の影響をほとんど受けない年であった。

2020年度は既に通常どおりの予算を策定した後、感染が拡大していったため、国、地方公共団体とも、感染拡大への各種対策の財政措置を予算外で講じなければならなかった。また、国では地方公共団体の財政を支えるための資金繰り対策も講じる必要に迫られるなど、国も地方も想定外の対応を余儀なくされた。

コロナ禍がまだ続くことが想定されていたため、2021年度は国、地方公共団体とも予め感染拡大への対策を盛り込んだ予算編成となった。また、国では地方公共団体の資金繰りを支えるための対策も予算に盛り込むことができた。2020年度、2021年度の国による地方公共団体への主な資金繰り対策は図表1のとおりとなっている。2020年度と2021年度は、いずれも1年を通して新型コロナウイルス感染症が拡大した

図表1 コロナ禍における国による地方公共団体への主な資金繰り対策（2020～2021年度）

猶予特例債の創設 (2020年度)	収入に相当の減少があった納税者に対し、地方税の徴収を猶予できる特例が講じられ、これによって生じる減収について、資金手当てのための特例債。
減収補填債の拡大 (2020年度)	消費や流通に関わる7税目について、減収補填債の対象税目に追加。資金については政令指定都市以外の市町村には原則全額公的資金を配分。
特別減収対策債の創設 (2020・2021年度)	減収補填債の対象とならない地方税等や使用料・手数料の減少減免額について、建設事業費への充当可能額の範囲内で発行を可能とする。
特別減収対策企業債の発行 (2020・2021年度)	公営企業の減収にともなう資金不足に対応。
臨時財政対策債 (2021年度)	財政融資資金等の公的資金の大幅な増額。
共同発行市場公募地方債 (2021年度)	発行額の増額。

資料：総務省「地方財政の状況」より当研究所作成

年ではあったものの、各種対策の予算化の有無という点では財政運営で大きく違いが生じた。

これらから、地方公共団体の財政状況をみるにあたって、2019年度は「コロナ禍前の年」、2020年度は「コロナ禍に予算外での対応を余儀なくされた年」、2021年度は「各種対策を予算化してコロナ禍に対応した年」と言うことができる。

いくつかの指標から2019～2021年度の県内市町村の財政状況をみってみる。

2 県内市町村の財政状況

(1) 経常収支比率

経常収支比率（※1）とは、地方税、地方交付税、譲与税、交付金などの経常的な一般財源が、どの程度経常的な経費に充てられているかを示すもので、財政構造の弾力性を判断するための指標である。この数値が高いほど、経常的に歳入される一般財源に余裕がないことを示す。

まず、通常の経常収支比率（経常収支比率A）をみると、県内25市町村のうち前年度より悪化したのは、2019年度は14市町村、2020年度は5市町村、2021年度がゼロと年々改善されている（図表2）。これは、感染拡大対策等で歳出が増えた以上に、国の各種対策による歳入が大きかったことを示している。

次に図表1に示したような、国からの資金繰り対策（コロナ禍対応以外も含む）の金額を分母から除いた経常収支比率（経常収支比率B）をみってみる。当然ながら各市町村ともAよりは数値が高くなるものの、それでもAと同様、前年度より悪化した市町村は年々減少し、2021年度は全市町村で前年度より改善されている（図表3）。

図表2 経常収支比率A

(単位:%)

	2019年度	2020年度	2021年度
秋田市	91.9	91.5	88.1
能代市	94.4	94.1	86.2
横手市	91.2	92.1	91.3
大館市	91.7	93.3	90.9
男鹿市	94.5	92.9	87.7
湯沢市	96.5	94.4	92.9
鹿角市	92.1	91.4	87.6
由利本荘市	93.5	92.1	88.5
潟上市	97.2	94.3	90.7
大仙市	92.9	90.9	87.0
北秋田市	96.1	95.4	94.2
にかほ市	88.5	89.7	88.9
仙北市	98.9	95.8	93.2
小坂町	99.1	89.3	88.0
上小阿仁村	92.1	94.5	83.8
藤里町	94.0	88.5	85.8
三種町	92.5	90.2	85.4
八峰町	95.6	93.7	85.5
五城目町	94.0	92.4	88.6
八郎潟町	94.1	88.5	83.1
井川町	83.9	82.4	77.4
大潟村	94.9	91.0	87.3
美郷町	81.5	84.4	82.6
羽後町	92.0	90.6	87.3
東成瀬村	101.4	100.4	90.5

資料：秋田県「財政状況資料集」より当研究所作成（以下、図表すべて同じ）
 (注) 網かけは悪化もしくは減少

図表3 経常収支比率B

(単位:%)

	2019年度	2020年度	2021年度
秋田市	98.0	98.4	93.0
能代市	98.5	98.6	90.0
横手市	94.4	95.4	93.9
大館市	95.5	97.6	95.1
男鹿市	98.0	96.4	91.4
湯沢市	99.7	97.8	95.5
鹿角市	95.4	94.9	90.1
由利本荘市	96.7	95.5	92.1
潟上市	100.5	97.9	94.3
大仙市	96.1	94.4	89.7
北秋田市	99.0	98.4	97.6
にかほ市	91.8	93.0	91.6
仙北市	102.0	98.9	96.5
小坂町	102.6	92.2	90.3
上小阿仁村	94.5	96.9	86.3
藤里町	96.6	90.9	87.7
三種町	95.3	93.0	87.6
八峰町	98.3	96.3	87.4
五城目町	97.0	95.7	91.0
八郎潟町	97.3	91.5	83.1
井川町	86.5	84.8	79.4
大潟村	98.5	94.8	91.0
美郷町	81.5	84.6	82.6
羽後町	94.9	93.3	87.3
東成瀬村	104.0	103.0	93.1

※2019年度は「減収補填債(特例分)」及び「臨時財政対策債」を除く
 2020年度、2021年度は「減収補填債(特例分)」、「猶予特例債」および「臨時財政対策債」を除く

(※1)

$$\text{経常収支比率 (\%)} = \frac{\text{人件費、扶助費、公債費等経常経費に充当した一般財源等}}{\text{経常一般財源等 (地方税、普通交付税等) + 減収補填債特例分 + 臨時財政対策債}}$$



これには、資金繰り対策以外の国の財政支援が大きく影響している。特に2020年度に4兆5,000億円、2021年度に6兆7,969億円(予備費を除く)が予算化された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」(以下、「地方創生臨時交付金」)の影響が大きい。この地方創生臨時交付金は、地域の実情に素早く対応できるように、コロナ禍対策とみなされないものを除いては用途にほとんど制約がなく、地方公共団体に幅広い裁量を与えられており、一般財源に近い使い勝手がよくかつ有効な交付金であった。

経常収支比率Bの推移をみると、資金繰り対策を除いても、地方創生臨時交付金をはじめとする国からの支援が歳出の増加分をカバーして、市町村の財政が改善されたことになる。

(2) 実質単年度収支

実質単年度収支(※2)とは、単年度収支から、実質的な黒字要素(財政調整基金積立額、地方債繰上償還額)や赤字要素(財政調整基金取崩額)を加減したもので、当該年度における実質的な収支を把握するための指標である。

2019年度は前年度より悪化したのが10市町村で、2020年度は12市町村と2市町村増加したものの、2021年度は6市町と大きく改善した(図表4)。経常収支比率と同様、国からの支援の影響で、コロナ禍前よりも改善された市町村が多くなった。

ここで注目したいのは、全市町村の合計の金額である。コロナ禍前の2019年度は1億6,000万円の赤字だったのに対し、2020年度は13億1,700万円の黒字、2021年度は、91億4,700万

円の黒字と大幅に改善されている。国からの各種支援策が、各市町村の収支改善に大きく影響しており、余剰が生じる状況となった。

図表4 実質単年度収支

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度
秋田市	△249	△420	770
能代市	△620	△439	13
横手市	△62	△109	804
大館市	626	△88	917
男鹿市	235	451	309
湯沢市	359	85	△270
鹿角市	197	46	302
由利本荘市	△231	△26	368
潟上市	△521	△131	659
大仙市	664	395	898
北秋田市	△263	△145	1,161
にかほ市	△359	1,069	507
仙北市	△552	△275	221
小坂町	40	△3	32
上小阿仁村	16	△21	29
藤里町	36	103	88
三種町	63	120	539
八峰町	△121	△72	165
五城目町	126	115	284
八郎潟町	△116	102	84
井川町	163	48	112
大潟村	△143	117	169
美郷町	638	348	214
羽後町	△28	131	378
東成瀬村	△59	△83	393
合 計	△160	1,317	9,147

(3) 基金残高

地方公共団体は、不測の事態への備えや、建物の老朽化など今後明らかに必要となる費用のために基金を積み立てている。基金には、①地方公共団体が歳入不足や歳出増加の際に備えておく「財政調整基金」、②地方債の償還に備えておく「減債基金」、③施設の建設などの個別用途に備えておく「その他特定目的基金」がある。

この3つの基金の合計残高をみると、コロナ禍前の2019年度は前年度より減少したの

(※2)

実質単年度収支 = 単年度収支 + 財政調整基金積立額 + 地方債繰上償還額 - 財政調整基金取崩額

は12市町村だったが、2020年度は13市町村に増加している（図表5）。前述のとおり、2020年度は感染拡大の前に予算が策定されていたため、各市町村ではいったん基金を取り崩して感染拡大に対応したことが影響しているものと思われる。2021年度はコロナ禍対策が予め予算化されていたことから基金の取り崩しは少なく、ほとんどの市町村で増加に転じ、全市町村の合計残高も2019年度を上回った。

これら基金の増加は、実質単年度収支の推移からもみられたように、国の様々な支援策により地方公共団体の財政運営に余剰が生じた結果である可能性は高い。

図表5 基金残高

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度
秋田市	15,913	14,954	15,059
能代市	10,262	9,558	9,282
横手市	22,369	22,003	22,216
大館市	8,818	8,147	7,907
男鹿市	2,579	3,118	4,225
湯沢市	9,554	9,073	9,791
鹿角市	5,399	5,029	5,658
由利本荘市	13,450	12,772	14,797
潟上市	2,656	2,039	2,560
大仙市	7,912	8,137	9,468
北秋田市	10,031	9,872	11,222
にかほ市	4,525	5,706	6,081
仙北市	2,887	2,908	3,117
小坂町	1,751	1,962	2,263
上小阿仁村	4,252	4,387	4,681
藤里町	1,041	1,186	1,364
三種町	6,058	6,240	6,577
八峰町	4,254	4,158	4,538
五城目町	1,747	1,371	1,550
八郎潟町	2,813	2,652	2,625
井川町	2,340	2,572	2,857
大潟村	802	811	1,126
美郷町	5,438	5,542	6,186
羽後町	2,438	2,728	3,582
東成瀬村	1,569	1,425	1,551
合計	150,858	148,354	160,283

3 おわりに

新型コロナウイルスの感染拡大により、県内の市町村でも感染拡大防止対策や、感染拡大の影響を受けた事業者や住民生活を支援するため様々な対策を講じたことで、歳出は大きく膨らんでいる。しかし、国の積極的な財政支援によりコロナ禍において県内市町村の財政は悪化するどころか、むしろ年々改善されるという状況になっている。また、基金についても、2020年度はいったん減少したものの、2021年度はコロナ禍前よりも残高が増加した市町村が多くなった。これらは全国の地方公共団体も同様の傾向にある。

2023年4月、財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会において、地方創生臨時交付金について議論がなされた。ここでは地方創生臨時交付金をはじめとする国の財政支援により、コロナ禍で地方公共団体の財政収支が黒字を増やしていることや、基金の残高が増加していることが問題視され、地方創生臨時交付金廃止の意見も出された。

新型コロナウイルス感染症は「第9波」に入っているとされているものの、2023年5月8日から感染症法上の位置付けが季節性インフルエンザと同様の「5類」に引き下げられたことなどから経済活動の制限もほぼなくなり、国からの地方公共団体への各種財政支援は縮小していくものと予想される。

平成の大合併や東日本大震災などでは、今回のコロナ禍のような、使途に制約のない補助金等が交付された例があり、その後、補助金が減少していったにもかかわらず、歳出の見直しが遅れ、財政が悪化した地方公共団体も散見された。そのような事態に陥らないよう、各地方公共団体には、特殊財源に頼らない、将来を見据えての適正な財政運営が求められる。(岩橋 彰)